

食品技術管理専門士登録実施要綱

公益社団法人全国調理師養成施設協会

[制 定 平成 4 年 1 月 31 日]
[一部改正 平成14年10月22日]
[一部改正 平成20年12月12日]
[一部改正 平成24年 9 月 28 日]
[一部改正 平成25年 4 月 1 日]
[一部改正 平成26年 4 月 1 日]
[一部改正 平成31年 4 月 1 日]
[一部改正 令和元年10月 1 日]

第 1 目 的

この食品技術管理専門士登録実施要綱(以下「実施要綱」という。)は、新調理師養成教育制度の発足に伴う専門課程 2 年制以上修了者の社会的位置づけを明確にするとともに、職域及び活動の場の拡大を図り、さらに、自己研さん意欲を向上させ、もって、国民の健康づくり、食文化の発達、飲食関係産業の振興に寄与するため、食品技術管理専門士の登録及び登録証の交付にかかる必要事項を定めることを目的とする。

第 2 名 称

この実施要綱に基づいて登録する者の名称は、「食品技術管理専門士(フード・テクニカル・マネージメント・コーディネーター)」とする。

第 3 食品技術管理専門士

この実施要綱において「食品技術管理専門士(フード・テクニカル・マネージメント・コーディネーター)」とは、調理師養成施設において、2 年以上、調理、食品、栄養、衛生及び経営管理に関し、食品技術管理専門士として必要な知識及び高度な技術を修得した者であって、協会の登録を受けた者をいう。

第4 実施主体

この実施要綱に基づく食品技術管理専門士の登録に関する業務は、公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)が行うものとする。

第5 登録資格対象者

食品技術管理専門士の登録資格対象者は、調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1号の規定による調理師養成施設(以下「養成施設」という。)であって、協会定款第5条に規定する正会員の養成施設において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第125条の第3項の規定による修業年限が2年以上の専門課程を修了することが見込まれる者。

第6 登録申請

登録申請は、養成施設の施設長が、登録対象者の登録申込により、次に掲げる書類を添えて協会会長に申請するものとする。

なお、登録申込書は、様式1のとおりとする。

- 1 食品技術管理専門士登録申請書(様式2)
- 2 食品技術管理専門士登録申込者名簿(様式3)
- 3 食品技術管理専門士登録申請料振込み通知書の写し

第7 申請の時期

食品技術管理専門士の登録申請の時期は、概ね卒業の2か月前からとし、原則として毎年度3月末日までとする。

第8 登録者台帳

協会会長は、第6により食品技術管理専門士の登録申請があったときは、申請関係書類に基づき、協会に備え付けの食品技術管理専門士登録者台帳(様式4、以下「登録者台帳」という。)に食品技術管理専門士として登録するものとする。

第9 登録事項

登録者台帳に登録する事項は、次のとおりとする。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 氏名、生年月日、性別及び現住所
- 3 卒業見込養成施設名及び年月日
- 4 登録証の取消、書換交付、再交付に関する事項

第10 登録証の交付

協会会長は、登録者台帳に登録したときは、登録申請者に対し、第6に基づいて申請のあった養成施設の施設長を経由して食品技術管理専門士登録証(様式5、以下「登録証」という。)を交付するものとする。

第11 登録証を交付しない場合

次の各号の一に該当する者に対しては、第10の登録証を交付しないものとする。

- 1 調理師法(昭和33年法律第147号)第4条に該当する者
- 2 調理師養成施設を卒業できない者

第12 登録者台帳の訂正

食品技術管理専門士は、第9の2号の登録事項に変更を生じたときは、登録者台帳の訂正を申請するものとする。

(2) 前項の申請は、訂正の原因たる事実を証する書類を添えて協会会長に申請するものとする。

第13 登録の取消

協会会長は、食品技術管理専門士が調理師法(昭和33年法律第147号)第6条の規定に該当するに至ったときは、登録者台帳に、取消並びにその理由及び年月日を記し、その登録を取り消すものとする。

第14 登録証の返納

食品技術管理専門士は、登録の取消処分を受けたときは、登録証を協会会長に返納しなければならない。

第15 登録証の書換交付

食品技術管理専門士は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、登録証の書換交付を申請するものとする。

(2) 前項の申請は、登録証及び書換の原因たる事実を証する書類を添えて協会会長に申請するものとする。

(3) 協会会長は、登録証の書換交付申請があったときは、登録者台帳に、その旨並びにその理由及び年月日を登録し、登録証を書換交付するものとする。

第16 登録証の再交付

食品技術管理専門士は、登録証を破り、よごし、または失ったときは、登録証の再交付を申請するものとする。

(2) 前項の申請は、協会会長に申請するものとする。

(3) 登録証を破り、またはよごした食品技術管理専門士が第1項の申請をする場合は、その登録証を添付するものとする。

(4) 食品技術管理専門士は、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、これを協会会長に返納するものとする。

(5) 協会会長は、登録証の再交付申請があったときは、登録者台帳に、その旨並びにその理由及び年月日を登録し、登録証を再交付するものとする。

第17 登録申請料

協会は、食品技術管理専門士の登録にかかる費用として、登録者1人につき3,670円を養成施設から徴収することができるものとする。

第18 書換交付、再交付申請料

協会は、登録証の書換交付または再交付申請料として、申請1件につき1,000円を申請者から徴収することができるものとする。

第19 登録事務手数料

養成施設の施設長は、登録申請料のほか、食品技術管理専門士の登録事務にかかる費用として、1,500円以内を登録申込者から徴収することができるものとする。

第20 施行期日

この実施要綱は、平成4年1月31日から施行し、平成4年2月20日から適用するものとする。

附 則(平成14年10月22日)

- 1 この改正実施要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月12日)

- 1 この改正実施要綱は、平成20年12月12日から施行する。

附 則(平成24年9月28日)

- 1 この改正実施要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

- 1 この改正実施要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

- 1 この改正実施要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日)

- 1 この改正実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第9登録事項の2において、登録台帳の登録事項にあった本籍地都道府県名の登録は、平成31年3月31日までの間は、従前の例による。

附 則(令和元年10月1日)

- 1 この改正実施要綱は、令和元年10月1日から施行する。